

運行前点検

お車をご使用のかたの安全と車の事故を未然に防ぐため、道路運送車両法に準じて、1日1回の**運行前点検**と**6・12か月ごとの定期点検**を設けてあります。必ず実施してください。

点検項目の詳細は、別冊「**整備手帳**」をご覧ください。

なお、お車を長期間お乗りにならないときでも定期点検整備を実施してください。

初回1か月目(又は1000km)の点検は、お買いあげのホンダ販売店が無料でお受けします(但し他店では有料となります)。

異常が認められた場合は、ご使用のかたご自身またはホンダ販売店で必ず整備をしてください。

運行前点検は、車を使用する人が、1日1回運転する前に実施する点検です。

- 前日の異常箇所
- ブレーキレバーの引きしろ、きき具合
- ブレーキリザーバタンクの液量 (S.R. Z X のみ)
- タイヤの空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、金属片、石などの異物
- タイヤの溝の深さ
- エンジンオイル量
- 燃料の量
- 灯火装置、方向指示器
- 後写鏡(バックミラー)の写影
- ナンパプレート汚れ、損傷
- 反射器の汚れ、損傷

前日の異常箇所の点検

前日又は前回運転したとき、悪かったところはありませんか。